

ID: 190-2

担当部署: 健康福祉部 子ども未来課 子ども福祉係

<b>処分の概要</b>	給食費の徴収												
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市立認定子ども園等における給食費の徴収に関する要綱 第3条												
<b>例 規 番 号</b>	令和元年告示第1014号												
<p><b>【根拠条文】</b>                  (給食費の徴収及びその額)                  第3条 給食費の額は、別表のとおりとする。                  2 給食費の納付期限は、毎月末日(月の途中で退所した場合は退所した日とする。)とする。ただし、12月にあっては28日とする。                  3 月途中から入所、又は退所した3歳以上児の当該月分の給食費は、次により算出した額とする。(へき地保育所においては土曜日を除く日数)                  (1) 月途中に入所した場合 1食当たり 200円×月途中入所日からの日数                  (2) 月途中に退所した場合 1食当たり 200円×月途中退所日までの日数</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象者</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所</td> <td>月額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>へき地保育所</td> <td>月額 4,000円</td> </tr> <tr> <td>名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所職員</td> <td>一食当たり 250円</td> </tr> <tr> <td>へき地保育所職員</td> <td>一食当たり 191円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>				対象者	金額	名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所	月額 5,000円	へき地保育所	月額 4,000円	名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所職員	一食当たり 250円	へき地保育所職員	一食当たり 191円
対象者	金額												
名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所	月額 5,000円												
へき地保育所	月額 4,000円												
名寄市立認定子ども園及び名寄市東保育所職員	一食当たり 250円												
へき地保育所職員	一食当たり 191円												
<b>備考</b>													
<b>設 定 年 月 日</b>	令和2年7月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年7月31日										